

## 新型コロナウイルス感染症に関する体制整備

### 1 特別定額給付金給付のために給付金室を設置しました

国民1人あたり一律10万円を支給するという特別定額給付金をすみやかに給付するため、4月22日に経済環境部に「給付金室」を設置し、4名の職員を配置しました。現在、具体的な実施方法を検討している状況ですが、できるだけ早期に給付できるよう準備を進めています。

設置日	令和2年4月22日(水)
担当事務	特別定額給付金に関すること
配置職員	経済環境部副部長兼給付金室長 1名 専任職員 3名

### 2 電話相談窓口を開設します

新型コロナウイルス感染症に関する相談については、茨城県では県庁及び各保健所で電話相談窓口を設置しておりました。本市においても、市民からの同感染症に関する健康相談、一般的な電話相談等について、健康推進課の他、各所管において対応していますが、今後のさらなる感染拡大の防止と市民の健康維持、不安解消に取り組むため、新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口を開設します。

#### 【電話相談窓口の概要】

開設日	令和2年5月1日(金)
専用電話番号	029-212-3318 (3回線)
受付時間	午前9時から午後5時まで (土曜日・日曜日・祝祭日を除く)
対応内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症に関する相談</li> <li>・感染予防に関すること</li> <li>・心配な症状が出たときの対応</li> </ul>

**【担当】 給付金室 (給付金に関すること)**

## 新型コロナウイルス感染症対策に係る予算措置

### 市が独自に取り組む事業

#### 1 テイクアウト&デリバリー応援補助金 3,000万円

○売上が減少している市内の飲食業者等に対し、テイクアウト&デリバリーでの提供を支援（**事業期間5月1日から7月31日、100事業所を想定**）

- ・売上が20%以上減少し、商工会議所のキャンペーンに参加する事業者（非会員も可）。
- ・1食あたり販売価格の1/2かつ上限300円までを補助。1事業者あたりの上限は30万円。

#### 2 小中学校の児童生徒への図書カード配布 約2,700万円

○臨時休業に伴う学習支援のため、児童生徒全員に2,000円分の図書カードを配布

#### 3 感染症拡大防止に係る経費 約2,200万円

○医療機関、介護施設、保育施設、小中学校、幼稚園、放課後児童クラブ、妊婦等に配布するマスク10万枚、消毒剤等の購入費用 約2,200万円

○市庁舎窓口への飛沫防止のためのアクリル板等の設置費用 **※既存予算で対応済**

#### 4 学校等の臨時休業等に伴う経費 約1,100万円

○学校給食食材のキャンセルに係る費用 約1,100万円

○特別支援学校の臨時休業に伴う放課後等デイサービスの利用者負担の補助

**※既存予算で対応予定**

○放課後児童クラブにおける学校の臨時休業等に伴う対応経費

**※既存予算で対応予定**

#### 5 国保制度における傷病手当金の支給 **※国保特別会計** 141万円

○新型コロナウイルスに感染した被用者に対する傷病手当金の支給（条例を制定）

- ・労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から支給
- ・4,700円/日×20日×15人

## 県と協調して取り組む事業

### 6 新型コロナウイルス感染症対策貸付金に対する負担 5,100 万円

○中小企業・個人事業主に対し当面の事業継続に必要な資金を貸し付けることで、雇用維持や事業継続を支援する目的に県が創設する新たな貸付制度に対する市の負担金

#### <対象者の要件>

- ・最近1カ月の売上高等が前年同月比50%以上減少し、かつ、3カ月の売上高が前年同期比50%以上減少すること。
- ・他の中小企業向け融資を受けられなかったこと。
- ・貸付後1年間雇用を維持すること。

#### <負担割合等>

- ・県：3／4 市町村1／4，貸付限度額200万円／社 うち市負担額50万円
- ・市負担額 貸付対象者数見込（102件）×50万円

## 国の財源で行う事業

### 7 特別定額給付金（仮称） 約159億7,300万円

○国民1人あたり一律10万円を支給

### 8 子育て世帯への臨時特別給付金 約2億300万円

○児童手当（本則給付）の受給世帯に対し、その対象児童1人あたり1万円を上乗せする臨時特別給付金の支給（受給対象：約20,000人）

### 9 持続化給付金（仮称）事業（給付は市を経由せずに行われるため、市の経費はなし）

○事業収入が前年同月比50%以上減少した事業者について、中堅・中小企業は上限200万円、個人事業主は上限100万円の範囲内で給付



## 補正額見込

※現時点での見込み額であり，変更となる場合があります。

**一般会計** **約 163 億 1,700 万円**

**国保特別会計** **141 万円**

○財源については，各事業の国庫補助金等，創設される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称），財政調整基金繰入金を活用します。

○予算執行においても，今年度中の開催が見込めないイベント等に係る経費を執行残とすることで，財源を確保していきます。

※予算措置については，国の補正予算の成立後，専決処分により対応する予定ですが，金額，執行時期によっては，既存予算での対応や予備費による執行も想定しています。

※国，県の動向等により，変更となる場合，また，更なる予算措置が必要となることも想定されるため，状況に応じて検討していきます。

## 市内小中学校児童生徒への図書カードの配布

新型コロナウイルス感染症の拡大防止による学校の臨時休業に伴い、自宅で過ごしている小中学生が、読書をすることにより自分を磨いてもらえるよう、ひたちなか市からのメッセージとともに1人あたり **2,000 円の図書カードを配布**します。

対象人数	<b>13,150 人</b>
配布方法	<b>○各学校を通して配布</b> 市内市立小中学校の児童生徒 12,511 人 <b>○郵送により配布</b> 私立小中学校，特別支援学校等の児童生徒 639 人
配布時期	<b>5月下旬</b>

## 特設サイト

## 「コロナに負けるな！ #支えあおう #LOVE ひたちなか」

<https://www.city.hitachinaka.lg.jp/campaign01/index.html>

## ○開設日

令和2年4月23日（木）

## ○趣旨

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、外出自粛や休業の要請が行われており、市民の間に不安感や閉塞感が広がっています。そのような中で、少しでも市民を元気づけたいという思いから、市公式ホームページ内に特設サイトを立ち上げました。市からの情報発信に加え、ハッシュタグ「#支えあおう」「#LOVE ひたちなか」を設定し、市民による支えあいの取り組みなども発信していただき、市全体でこの難局を乗り越えていく機運を醸成していくことを目的としています。

## ○内容

・ 市長メッセージ動画

動画によるメッセージ配信

・ 市内事業者応援

商工会議所の「テイクアウト&amp;デリバリー応援キャンペーン」のPR

・ 感染拡大防止

正しい手洗い方法の配信

・ 自宅でできる気分転換

動画等で巡る市内観光ツアー（ネモフィラ、湊線等）

実業団選手によるトレーニング動画

高齢者向けの体操

子供と一緒に楽しむダンス等の動画

・ 困りごと相談

自宅でできる学習支援ページの紹介

子育てに関する相談窓口の紹介

・ 寄付報告

新型コロナウイルス感染症に関する寄付の報告



## 小中学校および公立幼稚園における臨時休業措置等

4月24日（金）茨城県知事より、県立高等学校等の5月31日までの臨時休業延長が発表されるとともに、茨城県教育長より、管下の全ての学校（幼稚園を含む）においても5月31日までの臨時休業とするよう要請があったことなどを踏まえ、小中学校等について以下のとおり対応します。

### 1 小中学校

#### ■ 臨時休業期間の延長

延長前	4月13日（月）から5月6日（水）
延長後	<u>4月13日（月）から5月31日（日）</u>

※5月7日（木）から週1回程度「学習状況等確認日」を各校にて設定します。

#### ■ 臨時休業中の児童生徒の受け入れ（※学童クラブの対応を含む）

<u>5月7日（木）から5月31日（日）</u>
--------------------------

※家庭の事情により預かりが必要な場合には、下記のとおり受け入れます。

（5月7日（木）・8日（金）は、給食提供が無いいため弁当持参）

公立学童クラブ 利用児童	午前8時～午後1時まで（学校での自主学習）
	午後1時～午後6時まで（公立学童クラブの利用） ※利用児童のうち、兄弟姉妹に5，6年生がいる場合は、保護者のやむを得ない事情や児童の安全等を考慮し柔軟に対応
民間学童クラブ 利用児童	午前8時～午後3時まで（学校での自主学習） 午後3時以降（民間学童クラブの利用）
上記以外の 児童生徒	原則、自宅での学習 学校での預かりが必要な児童生徒を受け入れ（個別に各学校に相談のうえ登校） 午前8時30分～午後3時（学校での自主学習）



■ 臨時休業中の給食の提供について

5月11日（月）から5月29日（金）

小学校	<b>希望者への給食提供</b>
	※1週間分の給食費を添えて、前週に事前申し込みのうえ希望者へ提供 (5月7日(木)・8日(金)の学習状況等確認日に申し込み文書配布)
中学校	<b>給食提供なし</b> (登校する生徒が少ないため)

2 公立幼稚園について

■ 臨時休業期間の延長

延長前	4月23日（木）から5月6日（水）
延長後	<u>4月23日（木）から5月31日（日）</u>

※就労や諸事情により家庭でみられない園児については、預かりを実施します。



## 保育所登園自粛要請の期間延長

国の緊急事態宣言の期間は5月6日までとされておりますが、多くの企業が連休となっている実情等を踏まえ、当面の措置として、登園自粛要請の期間を延長いたします。

### ■協力要請期間

延長前	4月24日（金）から5月6日（水）
延長後	<u>4月24日（金）から5月10日（日）</u>

※今後の状況により、期間を延長する場合があります。

## マスクの寄贈状況

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、医療関係機関や福祉施設、保育所等にマスクの寄贈を行ってきました。

### ○寄贈の状況

日付	枚数	備考
3月17日	1,000枚	市内保育所（私立も含む）
3月17日	10,080枚	市医師会へ寄贈
3月18日	2,880枚	歯科医師会へ寄贈
3月23日	2,160枚	薬剤師会へ寄贈
4月15日	3,000枚	薬剤師会へ寄贈
4月15日	6,000枚	介護サービス事業者連絡協議会へ寄贈
4月20日	6,000枚	市内保育所（私立も含む）
計	<b>31,120枚</b>	

### ○今後の予定

日付	枚数	備考
5月1日以降	12,000枚	市医師会
5月1日以降	21,000枚	妊婦へ配布 10枚／人

## 水道料金等の支払猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少等した方へ、水道料金等の支払を猶予します。

### ■支払猶予概要

<b>対象</b>	水道料金 下水道使用料
<b>対象者</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症に罹患した方（家族も含みます）</li> <li>・感染症の影響により収入が減少し、支払いが困難な個人、事業者の方</li> <li>・感染症の影響により離職又は休職し、支払いが困難な方</li> <li>・感染症の影響により事業を廃止又は休止し、支払いが困難な事業者の方 等</li> </ul>
<b>猶予期間</b>	5月1日（金）から7月31日（金）まで
<b>申請方法</b>	申請書は、市ホームページでダウンロード可能。 市役所本庁舎・上下水道窓口に申請書を提出 （郵送・水道事業所業務課，下水道課でも受付）

※猶予期間中に納期が到来する期分について、7月31日まで督促状を発送しません。

※料金未納等により、給水停止の対象となる者でも、申請があった場合は7月31日まで給水停止を行いません。

※7月31日以降、依然支払いが困難な対象者については、別途納入相談に応じます。